

JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

クリーンエナジーコネク ト Non-FIT 低圧太陽光発電所 グリーンプロジェクトボンド信託 信託 ABL に Green 1 を付与

借 入 人 : ジェイバリュー信託株式会社
評 価 対 象 : 信託 ABL
分 類 : 長期借入金
実 行 額 : 87.6 億円
利 率 : 年 2.0%
A B L 実 行 日 : 2022 年 12 月 12 日
信 託 満 了 日 : 2052 年 11 月 29 日
返 済 方 法 : スケジュール返済
資 金 使 途 : 太陽光発電設備における建設資金等

<グリーンローン評価結果>

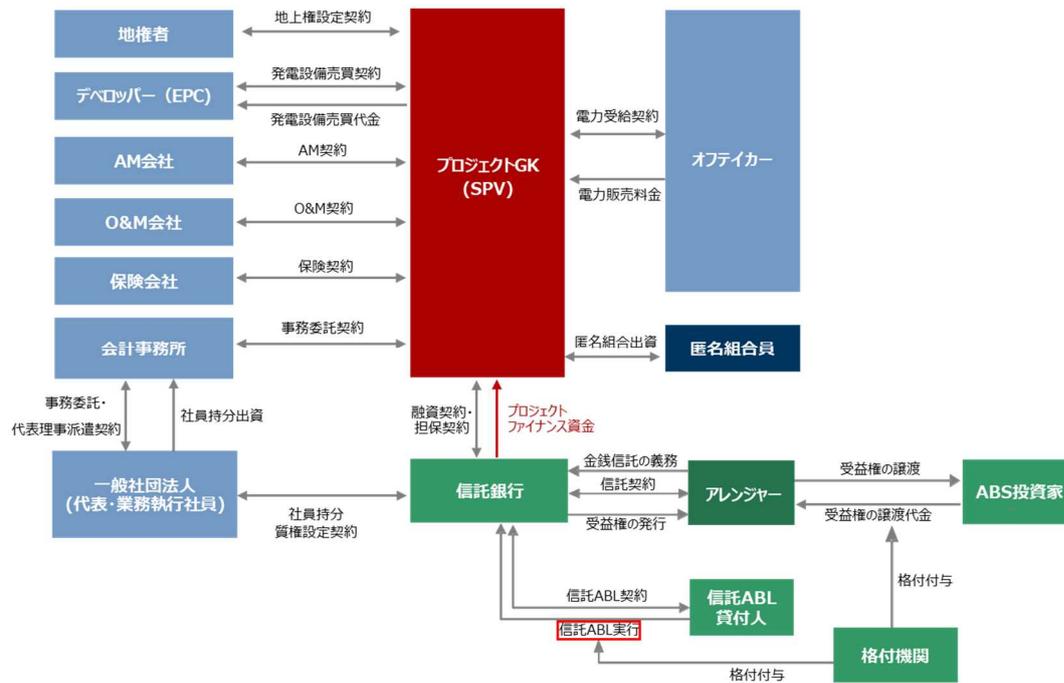
総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第 1 章: 評価の概要

株式会社クリーンエナジーコネク ト（CEC）は 2020 年 4 月に設立された法人向けグリーン電力ソリューション事業会社である。環境・エネルギー分野に特化したベンチャーキャピタルである株式会社環境エネルギー投資傘下のファンドや伊藤忠商事株式会社等からの出資を得ており、CEC の経営陣は全員がエネルギー業界の経験者である。日本における再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）後の再生可能エネルギービジネスを見据え、法人向け Non-FIT 再エネ発電事業やコンサルティング事業を事業内容としている。累計投資実績は、68 件の低圧太陽光発電所、約 6.0MW-DC がすでに稼働済みである。

今般の評価対象は、CEC が開発する複数の太陽光発電設備を裏付けにした信託 ABL（本 ABL）である。

[スキーム図]



※赤四角部分で囲った「信託 ABL」が今般の評価対象

本プロジェクトは、スポンサーである CEC が合同会社 CN 太陽光（プロジェクト GK）を通じて、2022 年度から 2023 年度にかけ、東北、関東、中部、関西、中国地方で合計 70MW-DC（パネル容量）、約 700 から 750 ヶ所と、国内で多数に分散された低圧太陽光発電所を開発し、発電した電力をオフテイクへ長期に渡って供給を行うものである。オフテイクはプロジェクト GK から調達した電力をオフサイトコーポレート PPA（Off-site Corporate Power Purchase Agreement）の手法を活用し、カーボンフリー電力として主に大手情報通信系グループ向けに供給する計画である。

再生可能エネルギーにおけるコーポレート PPA は、発電事業者が民間の買取企業と独自に再生可能エネルギー電力の長期受給契約を結ぶスキームである。FIT やフィード・イン・プレミアム（FIP）のような公的な制度による裏付けはない。コーポレート PPA は、オンサイト型とオフサイト型に分けられ、前者は需要設備内または隣接する場所に発電設備を設置して電力供給を行うのに対し、本事業を含む後者は需要設備とは離れた場所から電力網を通じて電力供給を行う。

プロジェクト GK は、信託受託者であるジェイバリュー信託株式会社からのプロジェクトローンとスポンサーからの匿名組合出資によって調達した資金で太陽光発電所を開発する。プロジェクトローンは各発電所の引き渡しに応じて順次引き出される。プロジェクト GK はオフテイクからの売電収入を支払原資として、プロジェクトローンの元利払いを行う。

上記より、本 ABL によって調達した資金は、プロジェクト GK が運営する予定の太陽光発電設備の建設等開発に必要な資金（建設資金等）を用途とする予定である。JCR は裏付けとなる太陽光発電設備において、CEC の開発における専門部署が太陽光発電設備の概要および建設・運営において想定されるリスクを精査していることを確認した。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす蓋然性は低く、CO₂ 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価した。また、本 ABL にかかる資金管理の体制および透明性が高いこと、CEC が環境問題を重要な問題として認識し事業活動を行っていることについても確認した。

以上より、本 ABL について JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金用途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とし、「JCR グリーンローン評価」を“Green1”とした。本

ABL は「グリーンローン原則¹」および「グリーンローンガイドライン²」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

² 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf> (pp.48-89)

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本ABLの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、資金使途の持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の100%が太陽光発電設備の建設資金等であり、CO₂削減効果が高い。

本ABLによって調達された資金は全て低圧太陽光発電設備への建設資金等に充当される。対象となる太陽光発電設備は、2022年度から2023年度にかけ、東北、関東、中部、関西、中国地方で合計70MW-DC、約700から750ヵ所と小規模で多数に分散されることが想定されている。

本ABLによって調達された資金は、全額が速やかにジェイバリュー信託を通じてプロジェクトGKに充当される予定であり、本プロジェクトにかかる契約書より、充当された資金はすべて上記に記載した発電所の建設等のために使用されることを確認している。

プロジェクトGKが保有する予定の太陽光発電のポートフォリオは確定しておらず、プロジェクトGKが調達した資金の範囲内で定格出力が70MW-DCに達するようソーシングが行われる予定となっている。CECによると、プロジェクトGKによる投資が完了した場合の年間推定発電量は初年度で約74,000MWh/年、年間CO₂削減効果は初年度で約31,000t-CO₂が期待される。発電設備は北海道、四国、九州・沖縄を除いた全国を対象に開発されるため、地理的分散の効いたポートフォリオになる予定である。

ii. 太陽光発電設備が予定通り稼働する見込みが高い。

対象資産内の各太陽光発電設備は、2022年度~2023年度のうちに開発および建設され、順次商業運転が開始される予定であり、発電設備として稼働の実績はまだ積みあがっていない。しかし、本発電所のデベロッパー(EPC)、稼働後の運営・管理受託者(O&M)およびアセットマネージャー(AM)については、国内でメガソーラーを含め多数の太陽光発電事業に携わっている経験豊富な企業が行っているため、対象資産に関して予定通りの稼働を見込むことができると判断している。

なお、対象資産の一部は太陽光発電にかかる出力制御が無制限の対象となっているが、JCRでは、当該出力制御を織り込んでも、プロジェクトの遂行に対する支障は小さく、環境改善効果があることを確認している。

iii. 資金使途は、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」および「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光発電は太陽光をエネルギー源とすることで化石燃料を代替し、温室効果ガス（GHG）削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。このため、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画³でも重要な役割を期待されている。同計画によると、2050年の「カーボンニュートラル宣言」、2030年度のCO₂排出量46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。同計画において、再生可能エネルギーは2030年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。

図1. 第6次エネルギー基本計画 概要

		(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費（省エネ前）		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%*
	発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度		※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
		太陽光 6.7% ⇒ 7.0%	再エネの内訳
		風力 0.7% ⇒ 1.7%	太陽光 14~16%
		地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1%	風力 5%
		水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2%	地熱 1%
		バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	水力 11%
			バイオマス 5%

(出所：経済産業省 資源エネルギー庁 ウェブサイト)

既に再生可能エネルギーの発電量（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）は、2020年度時点で全体の発電量の約19.8%、そのうち7.9%が太陽光発電設備によって賄われており、水力の発電量を上回る大きな比率を占めている⁴。また、太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一、世界第3位の累積導入量となっている。これらのことから、太陽光発電は、日本の2050年カーボンニュートラル、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に向けて、すでに主力の電源の一つとなっている。

以上より、本スキームにおいて資金使途となっている太陽光発電は国内における政策課題の上でも重要であるとJCRでは評価している。

b. 環境に対する負の影響について

プロジェクト GK は太陽光発電設備の開発・建設について、開発エリア別に5社のデベロッパーに依頼している。デベロッパーとの間で締結する太陽光発電設備等売買契約書では、開発・建設対象となる太陽光発電所の基本仕様および技術要件と標準建設費用が指定されている。相対的に低コストで開発することが前提になっているため、大規模な造成等周辺環境にネガティブな影響をもた

3 経済産業省資源エネルギー庁 第6次エネルギー基本計画

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_02.pdf

4 経済産業省 資源エネルギー庁 令和2年度（2020年度）エネルギー需給実績（確報）（令和4年4月15日公表）

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/gaiyou2020fykaku.pdf

らし得る用地の加工は想定されていない。また、工事における工程も標準化が試みられており、工事に伴うリスクや周辺へのネガティブな影響が低水準に抑えられている。加えて、開発対象となる土地は耕作放棄地等所有者が利用していない土地を対象としていることおよび事前に地元住民に説明を行っていることから周辺住民に係るトラブルも想定されていない。

以上より、JCR は本件において想定される環境への負の影響について特定された上で、適切に手当てされていると評価している。

c. SDGs との整合性について

JCR は、本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると判断した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充量が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

CECは、グリーン電力ソリューション事業、法人向け Non-FIT 再生可能エネルギー発電事業を主要な事業としており、顧客に対する脱炭素、RE100 目標の達成のサポートを行うことにより、日本政府の掲げる 2050 年カーボンニュートラル宣言および 2030 年度までの CO₂ 排出量を 2013 年度比 46%削減する目標に貢献し、環境負荷低減に努めることを目標としている。本 ABL により資金を調達し、太陽光発電設備の運営を行うことは、CEC の目標と整合的であると判断される。

b. 選定基準

CEC では、以下の適格基準を満たす発電設備を開発対象としている。

- 対象設備が日本国内に存在していること
- 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- 対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること
- プロジェクト用地に関して、一定の基準を満たしていること
- プロジェクトが 20 年以上継続して運営されることについて、一定の基準に基づいた検証を行っていること

JCR では、上記選定基準は適切であると評価している。

c. プロセス

CEC では、再エネ発電所開発・管理室の担当者により本太陽光発電事業が環境改善に資する案件であること、関連法規を遵守した開発が可能であること等を検討し、資金使途の対象となるプロジェクトの評価および選定を行い、取締役協議会にて、総合的に分析・検討をした上で最終決定を下すこととしている。

上述の選定基準、プロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。以上より、JCR は CEC における選定プロセスが適切で透明性も高いと評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンローンにより調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本 ABL により調達した資金は、全額がジェイバリュー信託からプロジェクト GK への融資に充当される。ジェイバリュー信託とプロジェクト GK との間で締結されるローン契約により、当該融資は、プロジェクト GK が開発する太陽光発電所の建設等に必要な資金に充当される予定であり、本 ABL の実行後すみやかにプロジェクト GK に対し実行され、プロジェクト GK は、融資契約により予め定められた条件を満たした場合に複数回に分けて第三者寄託（エスクロー）口座より引き出すことができる内容となっている。これより、未充当資金は発生しないと考えられるため、未充当資金の管理方法を定める必要はない。

また、本 ABL により調達した資金は、実質的にプロジェクト GK が保有している発電設備の建設資金等に充当されていることについて、信託契約およびローン契約において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本 ABL が実行され、発行代わり金がプロジェクト GK に貸し付けられるまでの取引は、諸契約書で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

対象資産内における太陽光発電設備の建設の不備等により、太陽光発電設備の一部が資金使途の対象から外れる場合、プロジェクト GK が借り入れている融資は期限前返済され、当該返済金を原資として本 ABL の一部も返済される。このため、期中においても未充当資金は発生しない。

これより、JCR は本 ABL にかかる資金管理体制が妥当であり透明性が高いと評価した。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、本 ABL による調達した資金は全額がプロジェクト GK への貸し付けを通じて対象資産の建設資金等に充当される。充当対象となる太陽光発電設備は、貸付人であるジェイバリュー信託を通じて本 ABL の投資家に予め報告される仕組みが整っている。本 ABL の資金の充当状況に関しては、プロジェクト GK の AM である CEC が作成する報告書を用いて本 ABL の投資家に開示される予定としている。また、資金の充当状況について CEC のウェブサイト上でも開示されることが予定されている。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

CEC は、ジェイバリュー信託が本 ABL の投資家に対して配布する報告書およびウェブサイト上で、資金使途の対象となる太陽光発電設備に期待される環境改善効果を開示する予定としている。具体的には、対象となるプロジェクトによる発電量および推定 CO₂ 削減量および対象となるプロジェクトに発生している不具合等運営内容に係る情報が開示されることが想定されている。

以上より、JCR は本 ABL にかかる資金の充当状況および環境改善効果に係るレポーティングがいずれも適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、借入人の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

CEC は再エネ発電事業やグリーン電力ソリューション事業を主要な事業内容としている。CEC は、気候変動問題の解決に向けた脱炭素の取り組みを実質的なものとするために、再生可能エネルギー電源の導入をより一層拡大させることが重要であると考え、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）という政策支援に依存しない太陽光発電所の開発を推進してきている。

具体的には、主に野立ての小規模な太陽光発電所を多数開発し、CEC が発電事業者となり、オフサイトコーポレート PPA として顧客に対して直接売電することをビジネスモデルとしている。これらのサービスを前提とした太陽光発電設備の累計投資実績は 68 件、設備容量として約 6.0MW-DC がすでに稼働済みである。

主要な株主には、環境エネルギー投資や伊藤忠商事など、CEC のビジネスモデルの今後の展開を期待していることから出資を行っている企業・ファンドもあり、国内の大規模な太陽光発電設備の開発が以前に比べて困難になっている中で、持続可能な再生可能エネルギーの供給が期待される。本スキームを含めた今後の投資目標は、2024 年度までに累計 500MW-DC を予定している。

CEC は、環境問題を含めたサステナビリティを推進する部署を特設設置してはいないものの、事業全体が再生可能エネルギーに関するものであるため、太陽光発電の開発、運営に関しての知見を有するメンバーが多く所属することで、再生可能エネルギー電力の供給に係る事業をより安定的に進めることができる。本スキームに関しては、開発エリア別に開発業務を委託している複数のデベロッパーを中心として外部の専門的な知見を有する企業とのネットワークを活用して短期間で広範囲なエリアを対象とした開発・運営を可能としている。

以上より、JCR は、太陽光発電設備の開発・運営を主な業務とする CEC が、環境問題を重要な課題であると認識し、自社の業務を通じて具体的な取り組みを推進していると評価した。

■評価結果

本 ABL について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」の評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の評価を“m1”とし、「JCR グリーンローン評価」を“Green1”とした。本 ABL は「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル